

新旧対照表

保護預り約款	
新	旧
第 1 条～第 5 条（現行どおり）	第 1 条～第 5 条（省略）
（共通番号の届出）	（共通番号の届出）
第 6 条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出頂きます。 その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせて頂きます。	第 6 条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出頂きます。 その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせて頂きます。
（当社への届出事項）	（当社への届出事項）
第 6 条の 2 インターネットに必要事項をご入力或いは当社所定の申込書にご記入いただいた情報をもって、お届け出の住所、氏名、生年月日又は名称、共通番号等とさせていただきます。 2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第 21 条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の届出の際にその旨をお届出頂きます。この場合、パスポート、 <u>外国人登録証明書</u> 等の書類をご提出願うことがあります。	第 6 条の 2 インターネットに必要事項をご入力或いは当社所定の申込書にご記入いただいた情報をもって、お届け出の住所、氏名、生年月日又は名称、共通番号等とさせていただきます。 2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第 21 条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の届出の際にその旨をお届出頂きます。この場合、パスポート、 <u>在留カード</u> 等の書類をご提出願うことがあります。
第 7 条～第 25 条（現行どおり）	第 7 条～第 25 条（省略）
附則	附則
2000 年 8 月 1 日 制定	2000 年 8 月 1 日 制定
2005 年 10 月 1 日 施行	2005 年 10 月 1 日 施行
2007 年 9 月 30 日 施行	2007 年 9 月 30 日 施行
2009 年 1 月 5 日 施行	2009 年 1 月 5 日 施行

(2008 年 10 月 31 日 改定)	(2008 年 10 月 31 日 改定)
2009 年 11 月 20 日 施行	2009 年 11 月 20 日 施行
2010 年 7 月 1 日 施行	2010 年 7 月 1 日 施行
2012 年 1 月 1 日 施行	2012 年 1 月 1 日 施行
2013 年 9 月 6 日 施行	2013 年 9 月 6 日 施行
2015 年 12 月 14 日 施行	2015 年 12 月 14 日 施行
2017 年 1 月 1 日 施行	2017 年 1 月 1 日 施行
2017 年 5 月 30 日 施行	2017 年 5 月 30 日 施行
2019 年 2 月 1 日 施行	2019 年 2 月 1 日 施行
2020 年 4 月 1 日 施行	2020 年 4 月 1 日 施行
2021 年 6 月 21 日 施行	2021 年 6 月 21 日 施行
<u>2025 年 8 月 1 日 施行</u>	